

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、継続的に企業価値を向上させるためには経営の効率性と透明性を高める努力を絶えず払っていく必要があると考えています。そこで、当社グループは、グループ経営におけるコーポレート・ガバナンスを以下の2つの基本に従って機能させてきました。

- 1 持株会社制という枠組みにおいて、持株会社の子会社である事業会社が事業執行機能を有し、持株会社がそれに対する監督機能を担う。
- 2 事業を執行する上での意思決定については、グループ全体を規律する規程類のうちで最上位の効力を有するものと位置付けたグループ決裁権限規程を定め、経営に与える影響に応じて持株会社及び事業会社のそれぞれの機関に権限を分配している。

さらに、当社は、社外取締役を複数名選任すること、監査部を設置することなどの様々な施策を順次講ずることにより、コーポレート・ガバナンスの強化を常に図ってきました。

今般、次期中期経営計画において、当社グループが更なる成長を図るためには、経営資源のより適切な配分や事業間の一層の融合の実現が不可欠であることから、平成28年4月より、連結子会社である旭化成ケミカルズ株式会社、旭化成せんい株式会社及び旭化成イーマテリアルズ株式会社を当社に吸収合併し、事業持株会社制に移行することを決定しました。新たな事業持株会社はグループ全体の監督機能を有するとともに、事業持株会社内においては、事業の執行機能と監督機能を分離し、経営の透明性を維持していきます。

当社は、コーポレートガバナンス・コードが目的とする持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すために、今後も事業環境の変化に応じ、最適なガバナンス体制を追求していきます。

2. 資本構成

外国人株式保有率 30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	73,201,000	5.24
日本生命保険相互会社	73,000,954	5.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	54,486,000	3.90
旭化成グループ従業員持株会	35,506,461	2.54
株式会社三井住友銀行	35,404,956	2.53
株式会社みずほ銀行	20,269,836	1.45
東京海上日動火災保険株式会社	20,215,463	1.45
住友生命保険相互会社	19,517,000	1.40
全国共済農業協同組合連合会	19,200,000	1.37
明治安田生命保険相互会社	18,416,932	1.32

支配株主(親会社を除く)の有無 —

親会社の有無 なし

補足説明

—

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3月

業種 化学

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度末における(連結)売上高 1兆円以上

直前事業年度末における連結子会社数 100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態	監査役設置会社
【取締役関係】	
定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
市野 紀生	他の会社の出身者								△			
白石 真澄	学者								○			
安達 健祐	その他								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社からの役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
市野 紀生	○	市野紀生氏は、当社グループ(旭化成株式会社及びその連結対象子会社)と取引実績のある、東京瓦斯株式会社の出身者です。ただし、当社グループと東京瓦斯株式会社の年間取引額は当社グループの当期連結売上高の1%未満であり、市野氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	市野紀生氏を社外取締役候補とした理由は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映して頂くためであります。
白石 真澄	○	白石真澄氏は、関西大学政策創造学部の教授です。ただし、当社グループと関西大学の年間取引額は当社グループの当期連結売上高の1%未満であり、白石氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。なお、白石氏は過去に当社の経営諮問委員会の委員に就任していましたが、報酬額は僅少であり、この点でも白石氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	白石真澄氏を社外取締役候補とした理由は、大学教授としての経済・社会に対する豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映して頂くためであります。
安達 健祐	○	安達健祐氏は、当社グループとの取引実績のある、経済産業省の出身者です。ただし、当社グループと経済産業省との年間取引額は当社グループの当期連結売上高の1%未満であり、安達氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。なお、安達氏は、過去に当社の経営諮問委員会の委員に就任していましたが、報酬額は僅少であり、この点でも安達氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	安達健祐氏を社外取締役候補者とした理由は、産業・経済政策における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映して頂くためであります。

指名委員会又は報酬委員会に担当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役の選任状況	設置している
定款上の監査役の員数	7名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人との連携については、監査役が会計監査人との間で監査計画の確認を行うとともに、四半期連結会計期間末並びに連結会計年度末に会計監査人から当社及び事業会社等の監査結果の報告を受けています。監査役と内部監査部門である監査部との連携については、監査部と監査役が定期的な連絡会などを通じて連携を強化し、当社グループとしての、法令などの遵守及びリスク管理などに関する内部統制システムの有効性について確認しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小林 公司	公認会計士										△			
真壁 昭夫	学者							△		△	○			
伊藤 鉄男	弁護士										○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社またはその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社からの役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 公司	○	小林公司氏は、当社グループと取引実績のあった中央青山監査法人の出身です。ただし、当社グループと中央青山監査法人との間には現在取引はないため、小林氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。なお、小林氏は過去に当社の諮問委員会の委員に就任していましたが、報酬額は僅少であり、この点でも小林氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	小林公司氏を社外監査役とした理由は、公認会計士としての企業財務・会計に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき監査頂くためであります。なお、小林氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
真壁 昭夫	○	真壁昭夫氏は、当社の主要株主でありかつ当社の主要な借入先である(株)みずほ銀行の出身です。ただし、同氏は2005年7月に同行を退職し、すでに9年が経過していること、また、同行在職中は多くの大学で教鞭を執る等その活動の中心を学究活動に遷していることから、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。また、真壁氏は、当社グループの取引実績のある、信州大学経済学部教授です。ただし、当社グループと信州大学との年間取引額は当社グループの当期連結売上高の1%未満であり、この点においても真壁氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。なお、真壁氏は、過去に当社の経営諮問委員会の委員に就任していましたが、報酬額は僅少であり、この点でも真壁氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	真壁昭夫氏を社外取締役とした理由は、大学教授としての経済・金融に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき監査頂くためであります。なお、真壁氏は大学等で経済・金融を長年指導・研究しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

伊藤 鉄男	○	伊藤鉄男氏は、当社グループとの取引実績のある西村あさひ法律事務所所属の弁護士です。ただし、当社グループと西村あさひ法律事務所との年間取引額は当社グループの当期連結売上高の1%未満であり、伊藤氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。なお、伊藤氏は、当社の経営諮問委員会の委員に就任していましたが、報酬額は僅少であり、この点でも伊藤氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	伊藤鉄男氏を社外監査役候補者とした理由は、検察官及び弁護士としてのコンプライアンスに関する豊富な経験と幅広い見識に基づき監査頂くためであります。
-------	---	--	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	6名
その他独立役員に関する事項	

当社は、社外取締役3名及び社外監査役3名の全員を独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明	

当社グループの取締役については、短期及び中長期の目標に対する達成状況をもとにした業績連動型の報酬制度を導入しており、すべてキャッシュベースでの支給です。ストックオプション制度、及びそれに関する融資制度は設けておりません。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

当事業年度における取締役及び監査役の報酬等の額

区分	取締役		監査役		社外取締役及び 社外監査役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
定款または株主総会決議に基づく報酬	10 名	325	2 名	71	7 名	69	19 名	466
株主総会決議に基づく退職慰労金	4 名	106						
株主総会決議に基づく退職慰労金 (打切支給分)	3 名	196	2 名	29				
計		627		100		69		796

- (注) 1 取締役の報酬限度額は、年額6億5,000万円以内であり、うち社外取締役分は年額5,000万円以内です。(平成26年6月27日開催の第123期定時株主総会にて決議されました。)
- 2 監査役の報酬限度額は、年額1億5,000万円以内です。(平成18年6月29日開催の第115期定時株主総会にて決議されました。)
- 3 平成27年3月31日現在の役員数は、取締役9名(うち、社外取締役3名)、監査役5名(うち、社外監査役3名)です。
- 4 上記の記載金額は、百万円未満を四捨五入して、百万円単位で表示しています。
- 5 当社は役員報酬制度見直しの一環として、平成26年6月27日開催の第123期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終了後に引き続き在任する取締役及び監査役に対して、役員退職慰労金を打切り支給することを同株主総会にて決議しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社の役員報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲において支給しています。取締役報酬は、固定額の基礎報酬、対象期間の当社グループの業績に連動した連結業績報酬、及び各取締役個人の業績を踏まえた個別業績報酬で構成されています。監査役報酬については、監査役の協議により決定しています。

なお、報酬水準は、外部専門機関が調査した報酬水準データを参考にして定めています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の議案を事前配布するなど、可能な限り事前説明を行い情報の共有化を図っています。また、監査役会の機能充実及び社外監査役との円滑な連携・サポートを図るため、専従スタッフによる監査役室を設置しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社グループにおけるコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下の通りです。
当社は持株会社であり、かつ監査役設置会社という形態を選択しています。

- (1) 当社取締役会の経営監督機能の強化を図るために、平成19年6月に社外取締役を2名選任し、豊富な経験と幅広い見識に基づき当社グループの経営全般を監督して頂いています。更に、平成20年6月には、社外取締役を1名増員し、現在では当社の取締役9名のうち3名を社外取締役が占めています。なお、監査役については5名のうち3名を社外監査役が占めています。
- (2) 当社取締役会の諮問機関として経営諮問委員会を設置し、社外有識者から様々な助言・提言を頂き、それらを当社グループの経営全般に役立てています。
- (3) 当社グループの業務執行に関わる内部監査については、監査部が内部監査基本規程に基づき実施しています。また、当社のグループスタッフ部門のそれぞれが行う内部監査の結果についても、監査部に報告されています。これにより、当社グループの内部監査の結果については、監査部に情報一元化されています。
- (4) 監査役監査については、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務状況の調査などを通じ、取締役の職務遂行の監査を実施しています。また、当社の監査役及び事業会社の監査役との間では、定期的に情報交換が行われています。更に、監査役室においては、取締役から独立し、当社監査役の職務を補助する専任スタッフが複数名確保されています。
- (5) 会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査については、PwCあらた監査法人が当社及び事業会社等に対して監査を実施しています。
- (6) 当社の取締役は原則として当社以外に4社以上の上場会社の取締役を兼任できない旨の基準を定めています。
- (7) 取締役の報酬額については、取締役会で決定した業績連動型の報酬基準により決定し、支給しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記2.に記載のとおり、経営の効率性と透明性を高めるために、社外取締役を複数名選任すること、監査部を設置することなどの様々な施策を講じています。当社では今後も事業環境の変化に応じ、最適なガバナンス体制を追及していきます。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前に発送しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットを通じての議決権の行使が可能となっています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取り組み	東京証券取引所の議決権行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	ホームページへの招集通知の掲載(和英)を行っています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロジャーポリシーの作成・公表	ディスクロジャーポリシーを作成し、当社ホームページに掲載しています。 http://www.asahi-kasei.co.jp/asahi/jp/ir/disclosure.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに年数回、IR責任者による会社説明会を実施しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに、年4回の決算説明会と、年1回の経営説明会を開催しています。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州、米国及びアジアの投資家への個別訪問を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページの投資家情報サイトに各種IR資料を掲載しています。 http://www.asahi-kasei.co.jp/asahi/jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署として「IR室」を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの経営指針として、「お客様の視点に立って共に考え、新しい価値を創造すること」、「国際的な高収益企業を目指し、株主及びかかわりある人びとに貢献すること」を掲げています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループの経営指針として、「地球環境との調和に努め、製品と事業活動における安全を確保すること」、「良き企業市民として法と社会規範を守り、社会と共に歩む」ことを掲げています。また、地球環境や社会との調和を目指した事業運営を徹底し、国内外での環境保全活動、CSR活動の強化を図っています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の施策	当社グループは、「私たち旭化成グループは、世界の人びとの“いのち”と“くらし”に貢献します」とのグループ理念に基づき、経営指針として「良き企業市民として法と社会規範を守り、社会とともに歩む」ことを、さらに事業活動を遂行する上で、企業倫理に関する方針に「経営の透明性を確保」することを掲げています。当社グループは、この基本的な考えに基づき情報開示ならびにコミュニケーション活動を積極的に展開します。情報開示に関しては、お客様、お取引先、株主・投資家、従業員、地域社会等のステークホルダーの皆様をはじめとして、広く社会全体に、企業情報を公正、公平、正確に、かつ可能な限り速やかに情報開示することに努めます。コミュニケーション活動に関しては、ステークホルダーや広く社会との双方向のコミュニケーションに努めることで、信頼関係を築きながら、当社グループに対する理解を促進し、ブランド力向上と企業価値の増大を目指します。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 重要

当社は、取締役会において、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備について次のとおり決定しています。

1 取締役の職務執行のコンプライアンス体制

- (1) 当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を原則として月1回開催している。
- (2) 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行っている。
- (3) 当社は、取締役会規程において、1. 重要な財産の処分及び譲受、2. 多額の借入れ及び債務保証などの重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定している。
- (4) 当社は、監査役会設置会社であり、監査役は、監査役会が定めた監査方針のもと、それぞれ取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行っている。

2 情報の伝達報告及び保存管理の体制

- (1) 当社は、株主総会、取締役会、経営戦略会議及びその他の重要な会議にて、グループ経営上の重要な事項や業務執行状況を、法令、定款、取締役会規程及びグループ決裁権限規程等に基づき、適切に付議・報告し、議事録を作成したうえで、これを適切に保存・管理している。また、重要な決定事項・報告事項について事業会社経営幹部に伝達している。
- (2) 当社社長は、事業会社及びその主たる子会社の経営に係る重要な意思決定、業績などについて、事業会社監査役等によるモニタリング結果の報告を定期的に受けている。
- (3) 当社社長は、事業会社社長から、概ね四半期毎に業務執行状況や重要な経営課題などについて報告を受け、対応方針や対応状況を確認している。
- (4) 当社及び当社グループは、経営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達などを、所管部場で作成し、適切に保存・管理している。

3 損失の危険の管理の体制

- (1) 当社は、リスク管理基本規程を定め、グループ全体のリスク管理の基本方針を明らかにし、リスクの識別と対処についての体系を明確にしている。なお、リスク管理を所掌する組織として、リスク管理委員会及び総務部内にリスク対策室を設置している。
- (2) 当社は、グループ決裁権限規程において、当社の取締役会・経営戦略会議での決議事項及び事業会社での決裁事項を定めている。
- (3) レスポンシブル・ケア、コンプライアンスなどに関する当社及び当社グループのリスクへの対応については、それぞれの所管部場において規程の制定、教育・啓蒙の実施をするとともに、必要に応じてモニタリングを実施している（注：レスポンシブル・ケアとは、環境安全、保安防災、製品安全、労働安全衛生・健康への対応をいう）。
- (4) 当社は内部統制管理規程を定め、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守ならびに資産の保全という内部統制の目的を明らかにするとともに、当社グループ全体の内部統制に関わる権限と義務を定めている。また、内部統制に係る活動を円滑かつ効果的に推進するため、監査部に当社グループ全体の当該活動を統括するグループを設置している。

4 効率性の確保の体制

- (1) 当社グループは持株会社制を採用し、事業の性質に応じて迅速かつ柔軟な意思決定ができる仕組みを確保している。
- (2) 当社は、業務執行の迅速化と責任の明確化を図るために執行役員制度を導入し、意思決定・監督機能を担う取締役と業務執行機能を担う執行役員の役割を明確にしている。
- (3) 当社は、経営戦略会議を設置し、取締役会付議事項の事前審議を行うとともに、グループ決裁権限規程に定められた決裁事項の決定を行っている。
- (4) 取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報が各取締役提供されている。
- (5) 業績管理に資する財務データについては、ITシステム等により適時・適切に取締役提供している。

5 当社グループのコンプライアンス体制

- (1) 企業の社会的責任を果たすために、当社社長が、直轄する各委員会を通じて当社グループ全体のCSRを推進する体制をとっている。
- (2) 企業倫理に関する方針・行動基準及びコンプライアンスに関する諸規程は原則として当社グループ全体に適用されており、当社及び当社グループの役員及び従業員に企業倫理に関する冊子を配布するとともに、法令と社会規範遵守についての教育・啓蒙・監査活動を実施している。
- (3) 当社は、当社グループ全体のコンプライアンス体制の強化を図るために、コンプライアンス担当の執行役員を任命するとともに、コンプライアンス担当執行役員を委員長とする企業倫理委員会を設置し、当社グループ全体の企業倫理に関する方針・行動基準の遵守状況をモニタリングする体制にしている。
- (4) 当社は、コンプライアンスホットライン（内部通報制度）を導入し、グループに働く全ての人が利用できる仕組みを設けている。
- (5) 内部監査部門の役割も担う監査部が、当社グループの全部場における業務執行が法令・定款に適合しているか否かの監査を実施している。

6 監査役支援の体制

- (1) 当社は、監査役の職務を補助する部署として監査役室を設置している。
- (2) 監査役室所属の使用人に対する日常の指揮命令権は、監査役にあり、取締役からは指揮命令を受けない。
- (3) 監査役室所属の使用人の異動、人事考課などについては、監査役の事前承認を得なければならないことにしている。
- (4) 監査役室所属の使用人は専任制としている。
- (5) 監査役室所属の使用人には、監査役による監査を実効的に行うために、必要な人数を確保するとともに、必要な専門能力及び豊富な業務経験を有する人員を置いている。

7 監査役への報告の体制

- (1) 取締役及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社監査役に報告すべき事項及び報告の方法を定めている。
- (2) 監査役は、毎年度末に取締役に対し職務遂行状況に関する確認書の提出を求めている。
- (3) 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも当社の取締役及び使用人ならびに当社グループの取締役、監査役及び使用人に報告を求めることができる。
- (4) 監査役は企業倫理委員会に出席し、コンプライアンスに関わる事案の報告やコンプライアンスホットライン（内部通報制度）事務局からの報告を受けている。
- (5) 上記(3)及び(4)の報告をした者（ホットライン通報者を含む）は当該報告をしたことを理由として一切の不利な取扱いを受けないものとする。

8 監査にかかる費用負担の方針

- (1) 当社は、監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- (2) 当社は、監査役の職務執行について生ずる費用等について、一定額の予算を設ける。

9 その他監査役監査の実効性確保の体制

- (1) 監査役が、取締役、執行役員及び重要な使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、監査部及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施する体制になっている。
- (2) グループ監査体制の実効性を高めるために、当社の監査役が、事業会社監査役と定期的に意見交換を実施する体制になっている。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 重要

企業理念に関する方針・行動基準において、反社会的勢力の排除、すなわち、反社会的勢力と断固として闘い、いかなる利益供与、取引その他の関係を持つてはならないことを方針・行動基準の一つとして掲げている。また、対応統括部署である総務部を中心として、警察を含む外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集なども行い、グループ内での周知・注意喚起などを図っている。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

更新

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<適時開示体制の概要>

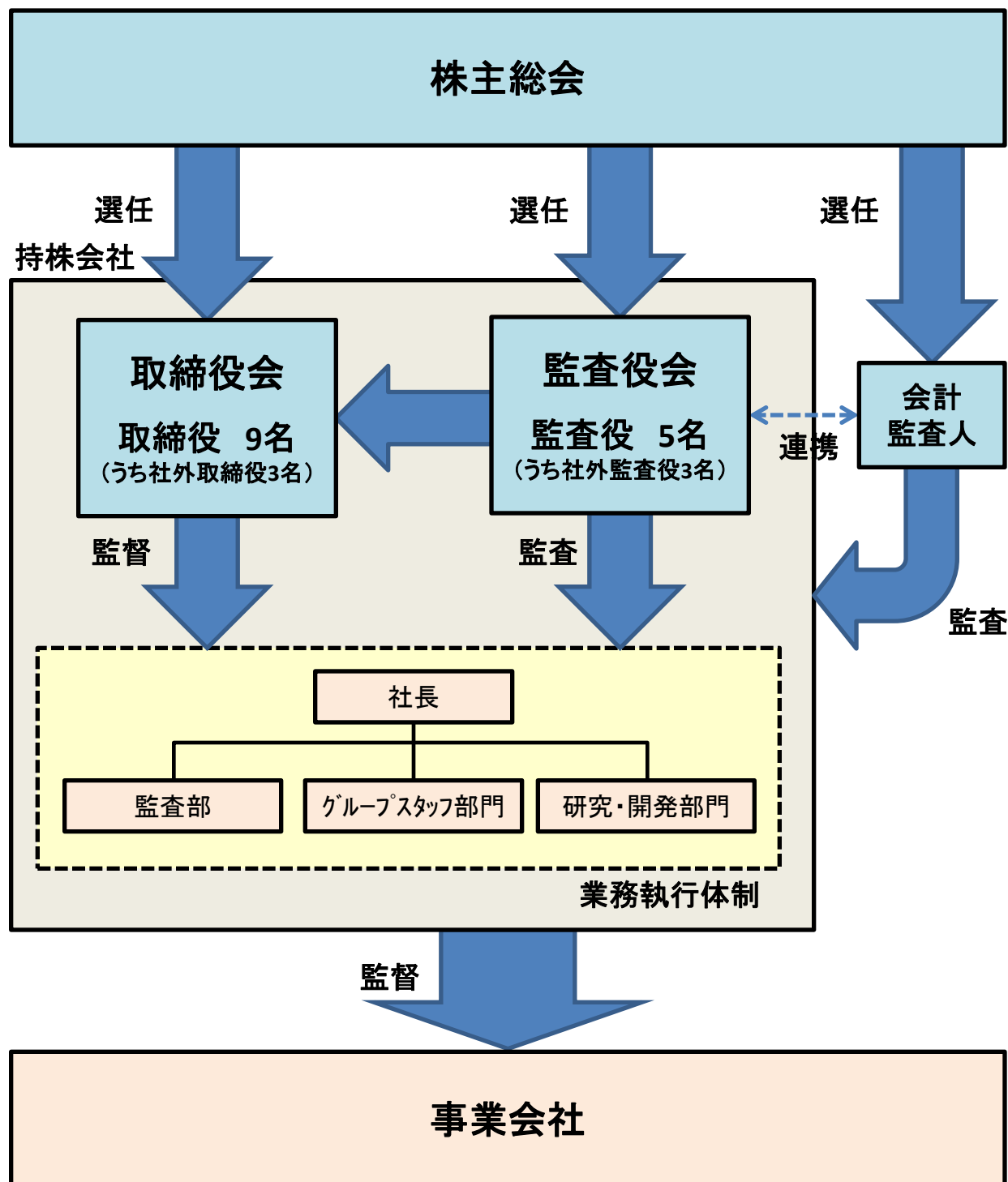
1. 適時開示に関する基本姿勢

当社のグループでは、「グループ経営指針」と「企業倫理に関する方針及び行動基準」を定め、法令等の社会的規範を遵守した事業活動の徹底を図るとともに、経営の透明性を確保するために株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、会社情報を積極的にかつ適正に開示することを経営の基本としています。

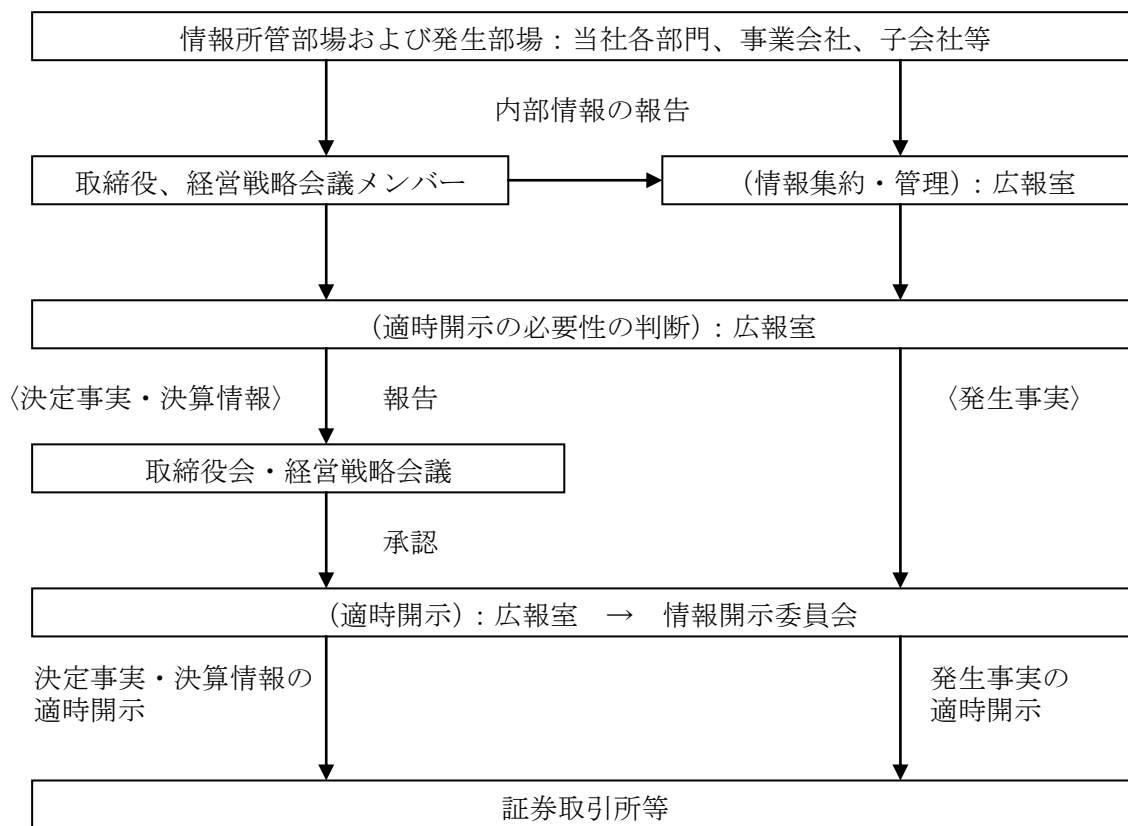
2. 適時開示に係る社内体制の状況

- (1) 当社グループでは、適時開示等の情報開示については、当社及び子会社等を適用対象とする「情報開示に関する基本方針」ならびに「情報開示規程」を定め、「適時公開（機関決定・事実発生後すみやかに公表する）」を基本原則としています。
- (2) 「情報開示に関する基本方針」ならびに「情報開示規程」の目的を達成するために、当社グループでは情報開示委員会を設置しています。
- (3) 当社グループでは、「情報開示規則」に基づく情報取扱責任者は総務部長とし、情報開示の役割と責任を担う総務部及びIR室を情報開示主管部場としています。情報開示主管部場は、情報開示委員会に適時適切な会社情報の開示状況についての報告をします。
- (4) 当社グループの「情報開示規程」に定める重要会社情報が発生した場合、情報開示主管部場である総務部広報室は、情報所管部場から重要会社情報を集約するとともに、適切な情報の管理を行います。
- (5) 情報開示については、総務部広報室にて、開示内容・時期・方法等を決定し、証券取引所への登録・公表も行います。決定事実及び決算情報については、取締役会承認後遅滞なく適時開示を行います。
- (6) 適時開示管理体制の監査は、適時開示関連部門及び監査部ならびに監査役により行われます。

【参考資料:コーポレート・ガバナンス模式図】



【参考資料：適時開示の体制およびフロー】



以 上